

障害者自立支援法に基づく利用者負担免除申請棄却取消請求事件 その②

—被告国の反論についての整理と考察—

前回までの整理

前回までの整理として訴状の一部を要約し次に記載する。

1、原告らの主張

障害者支援法（以下、支援法という）の応益負担制度は、障害者が生きていく、生きていく当たり前の権利を侵害するものであり、障害者の国民としての権利行使が侵害されており、『合理的理由のない不当な差別をし、個人の尊厳を毀損するような内容の定めを設けて』いるといえるものであって、それは、立法裁量や行政裁量を論ずる以前の問題と言えるほどの『著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用』があるものであり、このような趣旨から、障害者が社会における自立した普通の生活を送るために、支援法による福祉施策を利用するについて応益負担を課すことは、障害者が生きているという当たり前の権利を侵害するものとして、憲法25条、14条に違反すると主張する。

2、国の反論

憲法第25条は、いわゆる福祉国家の理念に基づき、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るよう国政を運営すべきこと（1項）並びに社会的立法及び社会的施設の創造拡充に努力すべきこと（2項）を国の責務として宣言したものであるが同条1項は、国が個々の国民に対して具体的・現実的にはこのような義務を有することを規定したのではなく、同条2項によって国の責務であるとされている社会的立法及び社会施設の創造拡充により個々の具体的・現実的な生活権が設定されることを予定した規定と解すべきである。

憲法25条の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるを得ないような場合を除き、違憲違法となることはないと言うべきである。以上が前回までの原告及び被告の憲法25条の解釈についての大枠の主張である。（滋賀県の裁判の中での原告に対する反論書より抜粋。）

憲法25条に違反するとの原告らの主張は失当である。

1、原告らの主張

『障害者』は人が社会において一時的ではなく占めている地位で、自分の力ではそれから脱却できず、それについて事実上ある種の社会的評価が伴っている地位にあることができ、『社会的身分』であり、『障害者に対して、障害の無いものと同様に『自己責任』としてサービス利用名目で利用料の応益負担を求めることは』『障害者という社会的身分』よっての差別であり、これについての合理的理由はまったく見当たらない。したがって、障害者に対する障害者自立支援法での応益負担制度は、障害のない者と差別するものであって、法の下での平等、憲法第14条に反するものである。』と主張する。（訴状63、64頁）

2、国の反論

法は、『障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、必要な障害者福祉サービスに係る給付その支援を行い、もって、障害者及び障害児の福祉増進を図る』（法1条）ことを目的とした、社会保障給付に関する法律であり、その目的を達するために、必要なサービスの内容を規定し（法5条）、当該サービスを利用する障害者に対して、サービスに要する費用の一定割合を、介護給付等として支給することとしている。

法における利用者負担の制度、取り分け、原告らが本件訴状において、違憲、違法であると主張する利用者負担上限月額の設定は、利用者負担の上限を画するものであると同時に、介護給付費等の支給額の上限を画するものであるので、介護給付等の支給がなされなければ利用者負担上限月額が問題となる余地はないからである。

そして、そもそも、法は、『障害者』を支援し、その福祉の増進を図るために、支給決定を受けた障害者等に対して介護給付費の支給を行うことを規定するものであり、『障害者でない者』については、介護給付費等の支給がされる余地はないのであるから、法に基づく介護給付費等の支給という社会保障給付が行われるに当たって、『障害者』と『障害者でない者』との差別や区別といったことが問題となる余地はおよそないのである。

そうであれば、当該社会保障給付が行われるに当たって問題となる利用者負担についても、当該社会保障給付を受ける障害者の間での区別、差別問題をするならばともかく、当該社会保障給付を受ける『障害者』とおよそ当該社会保障給付を受ける余地のない『障害者でない』との間の比較において、当該利用者負担についてのみ取り上げられて、憲法14条の『平等』を問題とする余地はないというべきである。したがって、法の利用者負担に関する規定が『障害者』を『障害のない者』と差別するものであるかのようにいい、これが憲法14条に反するかのようにいう原告らの前記主張は、失当というほかない。（滋賀県の裁判の中での原告に対する反論書より抜粋）

まとめとして

憲法14条には『法の下での平等』（すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない）ということが明記されている。これを元に考えた場合、原告が主張する、自らが生きていく(日常生活を送る)ために必要な介護や支援について、支払い義務(応益負担)が生じることは差別・区別ではないか、ということに対して、国は、障害者福祉サービス(既にサービスという文言で括られている)に係る給付(現物)・支援を行い、もって、障害者及び障害児の福祉増進を図る、ということだけで、主張にある利用料(応益負担)については一切触れられていない内容である。

この法は本来、社会的不利益を是正するための社会保障であり、生きるために受けることができる人としての権利である。

なぜ、サービスを（受ける権利？）としてお金（利用料？）を支払わなければならないのか、である。

平等であることを基にした生きるために買う、『人としての権利』ということを皆さんはどう考えますか？

事務局より……つづく